



相模原市委託

「後見人」として
あなたの力を活かしませんか？

市民後見人養成研修説明会

相模原市社会福祉協議会では、認知症等によって判断能力が十分でない方を、同じ地域の住民という身近な立場で支える「市民後見人」の養成研修を実施します。

社会貢献に意欲のある方、市民後見人として活動したい方は、是非説明会にご参加ください。

参加費
無料



	日 時	会 場
南区	令和元年 6 月 26 日 (水) 午後 2 時 ～ 3 時 30 分	南保健福祉センター 2 階 集団指導室 (相模原市南区相模大野 6-22-1)
緑区	令和元年 6 月 27 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～ 3 時	緑区合同庁舎 4 階 集団指導室 (相模原市緑区西橋本 5-3-21)
中央区	令和元年 6 月 29 日 (土) 午前 10 時 30 分 ～ 正午	あじさい会館 6 階 展示室 (相模原市中央区富士見 6-1-20)

※3日間とも内容は、同じです。ご都合の良い日程にご参加ください。(30分前より開場)

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

内 容

- ・成年後見制度の概要
- ・養成研修の説明(内容、スケジュールなど)

対象者

市内在住の25歳以上の方

定 員

各回100名(申込順)

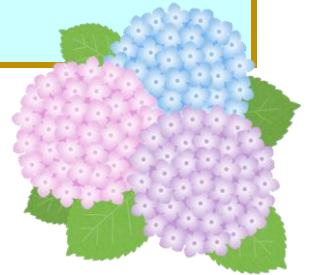
申込み

(注意事項など)

電話、FAX、又は直接下記の窓口までお申込みください。

※FAXの場合は、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を記入し、ご連絡ください。

※養成研修に参加するためには、本説明会への参加が必須となっています。



申込み
問合せ



社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

さがみはら成年後見・あんしんセンター

- 住所：相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階
- 電話：042-756-5034
- FAX：042-759-4382

◆「成年後見制度」、「市民後見人」って？◆

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産の管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

市民後見人とは、成年後見活動を行うために必要な知識を身に付け、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことです。相模原市では、1年半の研修(効果測定あり)を経て、家庭裁判所の選任を受けた方が市民後見人として活動を行っています。

◆「市民後見人」は、どんな活動をするの？◆

判断能力が十分でない方に代わって、身体の状態等に配慮しながら財産管理や契約行為を行います。

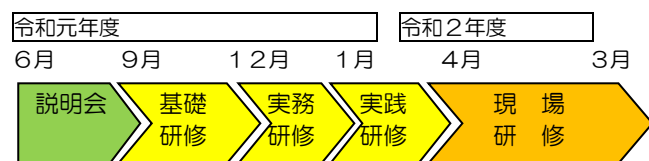
【たとえば・・・】

- ・定期的な訪問による生活状況の確認
- ・税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払
- ・必要な介護サービスの契約 など

※成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を成年被後見人等から得ることができますが、相模原市では、市民後見人をボランティア活動として位置づけしており、報酬を受けないことを条件としています。

◆研修の期間は、どのくらい？◆

研修は、4項目あり、期間は、約1年半になります。



※期間中は、講義、グループワーク、現場訪問等をおおむね月1～4回の実施を予定しています。

ファックスによる申込み時には、下記シートをご利用ください。
(ご記入の上、このまま送信してください。)

ファックス送信票 番号 042-759-4382

相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター 宛て

↓いずれか1日に○をつけてください。

参加希望日	<input type="checkbox"/>	令和元年6月26日(水) 午後2時～3時30分
	<input type="checkbox"/>	令和元年6月27日(木) 午後1時30分～3時
	<input type="checkbox"/>	令和元年6月29日(土) 午前10時30分～正午
氏名	(ふりがな)	
年齢	歳 (※令和2年3月31日時点で満25歳以上の方が対象となります。)	
電話番号		
住所 (町名まで)	緑中央南 区	